

平成21年度福岡県教育職員免許法認定講習実施要項

- 1 目的 教育職員免許法及び同法施行規則の規定に基づき、小学校教諭一種・二種免許状、中学校・高等学校教諭一種免許状、養護教諭一種免許状、特別支援学校教諭二種免許状及び栄養教諭一種・二種免許状を取得させるために必要な単位を修得させるとともに、現職教員の資質の向上を図る。
- 2 名称 平成21年度福岡県教育職員免許法認定講習
- 3 主催 福岡県教育委員会・福岡市教育委員会・北九州市教育委員会
- 4 開設科目及び日程等 別紙「平成21年度福岡県教育職員免許法認定講習一覧表」のとおり
なお、本年度から日程が1科目につき2日間での実施としている。
- 5 会場 福岡教育大学 (宗像市赤間文教町1番1号)
久留米大学御井学舎 (久留米市御井町1635)

6 受講対象者

取得希望免許状	受講対象者
小学校教諭一種	小学校教諭二種免許状を所有し、小学校(特別支援学校小学部を含む。)に勤務している教員(ただし、講師を除く。)
中学校教諭一種	中学校教諭二種免許状を所有し、中学校(特別支援学校の中学部を含む。)に勤務している教員(ただし、講師を除く。)
養護教諭一種	養護教諭二種免許状を所有し、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務している養護教諭(ただし、養護助教諭を除く。)
特別支援学校教諭二種	小学校、中学校又は高等学校の普通免許状を所有し、特別支援学校に勤務している教諭若しくは講師又は勤務しようとする教諭
高等学校教諭一種	高等学校に勤務している実習助手
小学校教諭二種	中学校教諭普通免許状を所有し、中学校(特別支援学校の中学部を含む。)に勤務している教員(ただし、講師を除く。)
栄養教諭一種・二種	現職の学校栄養職員

※ ただし、認定講習期間中において産前・産後休暇、育児休業、介護休暇、病気休暇及び病気休業中の者を除く。

7 遵守事項

平成18年度認定講習において、以下の事例が発生した。

- 教育職員としてあるまじき態度で講義に臨み、担当教官等から苦情が発せられた。
- 事前の許可なく大学OB等の名目で大学構内に自家用車を乗り入れたり、近隣商業施設駐車場や公園駐車場に自家用車を駐車したことから、大学、商業施設及び地域住民から苦情が発せられた。

このため、平成19年度認定講習から、下記「認定講習受講に係る遵守事項」(以下「遵守事項」という。)を定め、この遵守事項に反した受講者については、受講を取り消すと同時に所属学校長に報告することとしたので、受講者についてはこの遵守事項をよく読み、くれぐれもこれに反することがないように注意すること。

「認定講習受講に係る遵守事項」

- 1 教育職員として研修を受けるにふさわしい服装、態度で受講すること。(短パン、下駄履き、サンダル履き等での受講は認めない。)
- 2 講習会場へは公共交通機関を利用すること。受講者の身体的理由等のやむを得ない事由により、事前に県教育委員会の許可を受けた者以外は、大学構内への自家用車の乗り入れは厳禁とする。許可なく大学構内に自家用車を乗り入れたり、近隣商業施設や公園等の駐車場に自家用車を駐車した場合は、発見次第直ちに受講を取り消すこととする。
- 3 原則として、遅刻・欠講・早退は認めない。遅刻・早退した場合は、その時限は欠講したものとする。公共交通機関の遅延による遅刻は必ず延着証明を提出すること。
- 4 上記遵守事項に反し受講決定が取り消された場合、職免で受講している者にあつては、職免自体が取り消され、その当日の服務は欠勤となるものであること。

- 8 受講料 受講料は徴収しない。ただし、テキスト、実習費等の経費は受講者負担とし、テキスト等が必要な場合は受講決定時に通知する。

9 受講申込方法

- (1) 受講希望者は、取得希望免許状ごとの申込書（様式1～8）に必要事項を記入の上、学校長に提出すること。なお、申込書の下欄に氏名、押印のないものは、申込書として受理しない。
 なお、12年指定者については、12年指定者用の申込書（様式10又は11）を使用すること。
- (2) 学校長は、受講希望者から提出された申込書を取得希望免許状ごとに取りまとめの上、それぞれ送付文書（様式9）を作成する。また、その際「学校基本調査番号」（教育便覧に記載されている学校ごとのコード番号）を右肩に必ず記入のこと。
 なお、12年指定者のいる学校長にあつては、12年指定者用の送付文書（様式12）を様式9に追加して作成すること。
- (3) 申込先及び申込期限
 学校長は（1）及び（2）を期限までに下記申込先に送付すること。
 なお、提出にあたり一連の申込書は、用紙出力後に記入したもの、パソコン入力したもの、いずれでも構わない。

	申込先	申込期限
県立学校及び政令市を除く市町村（ <u>学校組合</u> ）立学校長	福岡県教育庁教育企画部 教職員課免許・職員係	平成21年6月5日（金） <u>（当日消印有効）</u>
国・私立及び県外の学校長		
福岡市立学校長	福岡市教育委員会	平成21年6月1日（月）（必着）
北九州市立学校長	北九州市教育委員会	平成21年6月1日（月）（必着）

- ・政令市を除く市町村（学校組合）立学校は、各市町村（学校組合）教育委員会を経由しないので注意すること。
- ・封筒の表には、「認定講習申込書」と朱書きすること。
- ・国・私立及び県外の学校にあつては、140円切手を貼った所属長あての返信用封筒（角形2号、A4の用紙が折らずに入るもの。）を同封すること。7月の受講決定通知の際に使用する。

【申込先及び問い合わせ先】

- 県立、政令市を除く市町村（学校組合）立、国立、私立及び県外の学校長による申込
 〒812-8575（住所記載不要）
 福岡県教育庁教育企画部教職員課免許・職員係
 TEL 092-643-3891
- 福岡市立学校長、北九州市立学校長による申込
 両政令市教育委員会から所管の学校に送付された実施要項を参照のこと
- (4) 受講申込科目については、受講期間が同一の科目は記入しないこと。なお、申込状況によっては、受講できないことがある。
- (5) 会場は、2会場に分かれているので確認の上、申し込むこと。

10 受講者の決定

- (1) 各講座ともに申込者が定員を超過した場合、「県内に勤務する者」を優先し、さらに次の基準を優先して決定する。
 - (ア) 小・中学校教諭一種免許状取得希望者
 - ① 教育職員免許法別表第3備考第8号の規定に基づく12年指定者（「12年指定通知書」において、単位修得機関を認定講習と指定されている者）
 - ② 来年度以降、教育職員免許法別表第3備考第8号の規定に基づく12年指定の対象となる者で、指定予定年月日の早い者
 ※ 「12年指定」については、別紙1を参照のこと。
 - (イ) (ア) 以外の免許状取得希望者については、今までに修得した単位数等を考慮して決定する。
- (2) 受講者の決定については、7月上旬、学校長あて通知する。

11 単位の認定について

- 単位は、出席状況と試験等の成績により合格と判定された者に授与する。
- (1) 単位は、同一科目2日間で1単位である。
 - (2) 試験等の成績は、「可」・「不可」とし、「不可」は不合格とする。
 - (3) 2日間を通じて、理由のいかんにかかわらず、総時数の5分の4以上の出席（講義のみの科目については12時間以上、実技等を伴う科目については15時間以上の出席が必要）がなければ不合格とする。
 なお、台風等の不可抗力により講習を中止した場合も同様の取り扱いとする。

12 各会場の駐車場

公共の交通機関等を利用し、自家用車の乗り入れは絶対にしないこと。

ただし、福岡教育大会場においては、受講者本人の身体的理由により自家用車使用がやむを得ないと判断される場合のみ、許可することがある。希望者は7月の受講決定後、学校長を通じて福岡県教育庁教職員課免許・職員係あて電話連絡し、指示を受けること。

13 その他

- (1) 平成10年7月1日に施行された教育職員免許法の改正に伴い、単位の修得方法が改められているので、必要な単位数及び科目については、別紙2の各読み替え表で確認の上、申し込むこと。
- (2) 平成19年度から創設された特別支援学校の免許状の取得については、各学校に送付の資料（「特別支援教育における免許取得の考え方」）参照の上、受講の申し込みを行うこと。
- (3) 使用テキスト、持参物、講義室等については、受講決定時に通知する。なお、これらは講義内容等の都合上、一部変更されることがある。
- (4) 本年度は、栄養教諭免許状を取得するための「栄養に係る教育に関する科目」は開講しない。ただし、学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するために必要となる「教職に関する科目」については開講すること。なお「栄養に係る教育に関する科目」は来年度に開講する予定であること。単位については別紙3を参照すること。
- (5) 講習の受講に当たり、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第22条第2項に基づく職務に専念する義務が免除される研修として受講する者については、県立学校に勤務する者にあつては「授業を行う日における教員等の研修について」（昭和46年2月8日付46教学第165号）、市町村組合立学校に勤務する者にあつては「教員の長期休業期間中の校外研修について」（平成14年6月28日付14教教市第71号）において定める校外研修報告書の作成は不要であること。

※ 注意事項等

- 1 受付は、1日目8時45分から9時05分までに行うこと。（受付時に受講票を回収する。）
なお、教科書等の販売を受付時に行う講座があること。
- 2 「遵守事項」に従い、公共交通機関を利用すること。

【公共交通機関】

<福岡教育大学>

- JR利用者 (1) 鹿児島本線教育大前駅下車（普通のみ停車）、徒歩約15分
 バス利用者 (2) 西鉄天神バスセンターから西鉄バス赤間営業所行（急行）乗車（約60分）、教育大前又は赤間営業所下車、徒歩約15分

<久留米大学御井学舎>

- JR利用者 (1) JR久大本線久留米大学前駅下車、徒歩約10分
 西鉄電車利用者 (2) 西鉄天神大牟田線久留米駅下車、西鉄バス（千本杉經由信愛女学院、竹の子、青峰団地行）にて朝妻又は久留米大学前下車、徒歩約10分

3 日 程 （ 時 間 割 ）

○都合により、終了時間や日程が一部変更になることがあること。

日 程	第1時限 9:15 ～10:00	第2時限 10:00 ～10:45	第3時限 10:55 ～11:40	第4時限 11:40 ～12:25	昼 食	第5時限 13:15 ～14:00	第6時限 14:00 ～14:45	第7時限 14:55 ～15:40	第8時限 15:40 ～16:25
1日目	講 習	講 習	講 習	講 習		講 習	講 習	講 習	講 習
2日目	講 習	講 習	講 習	講 習		講 習	講 習	講 習	試 験

1 2 年指定について

1 「1 2 年指定」とは？

「1 2 年指定」は、昭和 6 3 年に一部改正された教育職員免許法の第 6 条別表第 3 備考第 8 号において、「二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して 1 2 年を経過したもの（幼稚園の教員を除く。）の免許管理者（勤務する学校の所在する都道府県の教育委員会）は、当該 1 2 年を経過した日から起算して 3 年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部科学大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の指定を行う。」と規定されています。

2 「1 2 年指定」の具体的な対象者は？

「1 2 年指定」は、昭和 6 3 年に改正された教育職員免許法の施行日（平成元年 4 月 1 日）以後、福岡県内の国・公・私立の小学校、中学校及び特別支援学校（小学部又は中学部に限る。）に正規採（雇）用された職員のうち、採用時に小学校教諭又は中学校教諭の二種免許状を所有する者に対して行われます。

3 「1 2 年指定」とは具体的にどんなことを行うのか？

上記 2 の対象者は、採（雇）用されて 1 2 年経過した日から 3 年を経過するまでに、1 0 単位（採（雇）用後 1 2 年を経過することにより 1 0 単位まで遡減している。）を修得して、一種免許状を取得しなければなりません。

免許管理者である福岡県教育委員会は、文書により当該者の意見を聴いて、単位修得機関（大学の通信制課程や認定講習）の指定を行います。平成 1 8, 1 9, 2 0 年度に「1 2 年指定」を受けた者については、既に「1 2 年指定通知書」を配布し、指定を行っています。

なお、「1 2 年指定」を受け、1 2 年経過した日から 3 年を経過するまでに 1 0 単位を修得せず、一種免許状を取得しなかった場合は、単位数が 4 5 単位まで復元してしまいます。

また、採（雇）用されて 1 2 年の間に次のような期間がある場合、除算期間として取り扱うため、この除算期間の分だけ「1 2 年指定」を受ける日が遅くなります。

- ① 病気休職の期間
- ② 引き続き 9 0 日以上 of 病気休暇の期間
- ③ 産前及び産後休暇の期間
- ④ 育児休業の期間
- ⑤ 指導主事又は社会教育主事の職に従事した期間
- ⑥ 海外日本人学校等においてに従事した期間